

泉大津市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、労働者又は役員（泉大津市職員等からの内部公益通報に関する要綱の規定に基づく公益通報を行う場合における職員等を除く。以下同じ。）からの泉大津市（以下「市」という。）に処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実に係る法第3条第2号及び第6条第2号に規定する公益通報（以下「外部公益通報」という。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(相談窓口の設置)

第3条 外部公益通報に関連する総合的な相談窓口（以下「相談窓口」という。）を市長公室人権くらしの相談課に設置する。

- 2 相談窓口は、法に関する一般的な質問及び外部公益通報に関する相談の受付並びに通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を所掌する泉大津市事務分掌条例（平成23年泉大津市条例第18号）第1条により設置される課又は泉大津市事務分掌規則（令和3年泉大津市規則第6号）第1条により設置される課（以下「所管課」という。）への取次及び他の行政機関への照会等を行う。

(外部公益通報の受付等)

第4条 外部公益通報は、泉大津市外部公益通報書により行うものとし、所管課において受け付けるものとする。

- 2 外部公益通報のあった所管課は、当該外部公益通報をした労働者又は役員（以下「通報者」という。）に対し、通報対象事実の内容等について必要な確認を行うとともに、通報者の外部公益通報に関する秘密が保持されること及び本市における公益通報の取扱いその他必要な事項を説明するよう努めるものとする。
- 3 所管課は、受け付けた外部公益通報について、受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理又は不受理について、泉大津市外部公益通報受理・不受理決定通知書により、通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 所管課は、外部公益通報があった場合又は外部公益通報を受理した後において、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が市以外の行政機関に属することが明らかなきとき又は明らかになったときは、当該行政機関を通報者に教示しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。

- (1) 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。
- (3) 通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。
- (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなきとき。
- (5) 通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるものであるとき。
- (6) 通報が匿名で行われたものであるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなきものであるとき。

(調査)

第5条 所管課は、必要があると認めるときは、通報された事実について速やかに調査を開始しなければならない。この場合において、調査は、外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うとともに、当該通報内容に係る職員は調査の関与から排除して行うものとする。

2 所管課は、特別の事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査を依頼することができる。

(調査結果に基づく措置)

第6条 所管課は、前条第1項の規定による調査（同条第2項の規定により調査を依頼した場合を含む。）の結果、通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

(調査結果等の通知)

第7条 所管課は、前条の規定により措置を講じたとき又は措置を講じる必要がないと判断したときは、その内容及び調査結果を、適正な業務の遂行並びに利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、泉大津市外部公益通報調査・措置結果通知書により、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(相談窓口への通知)

第8条 所管課は、第4条第3項及び前条の規定により通報者に通知したときは、そ

の内容を相談窓口に通知しなければならない。

(秘密の保持等)

第9条 第5条第1項の規定により調査に従事した職員、同条第2項の規定により調査を行った者その他外部公益通報（外部公益通報として受理しなかった通報を含む。）に関与した者は、当該通報に関して職務上知り得た秘密その他一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。当該職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。